

2023年度事業計画書

(令和5年度)

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

公益社団法人 東洋療法学校協会

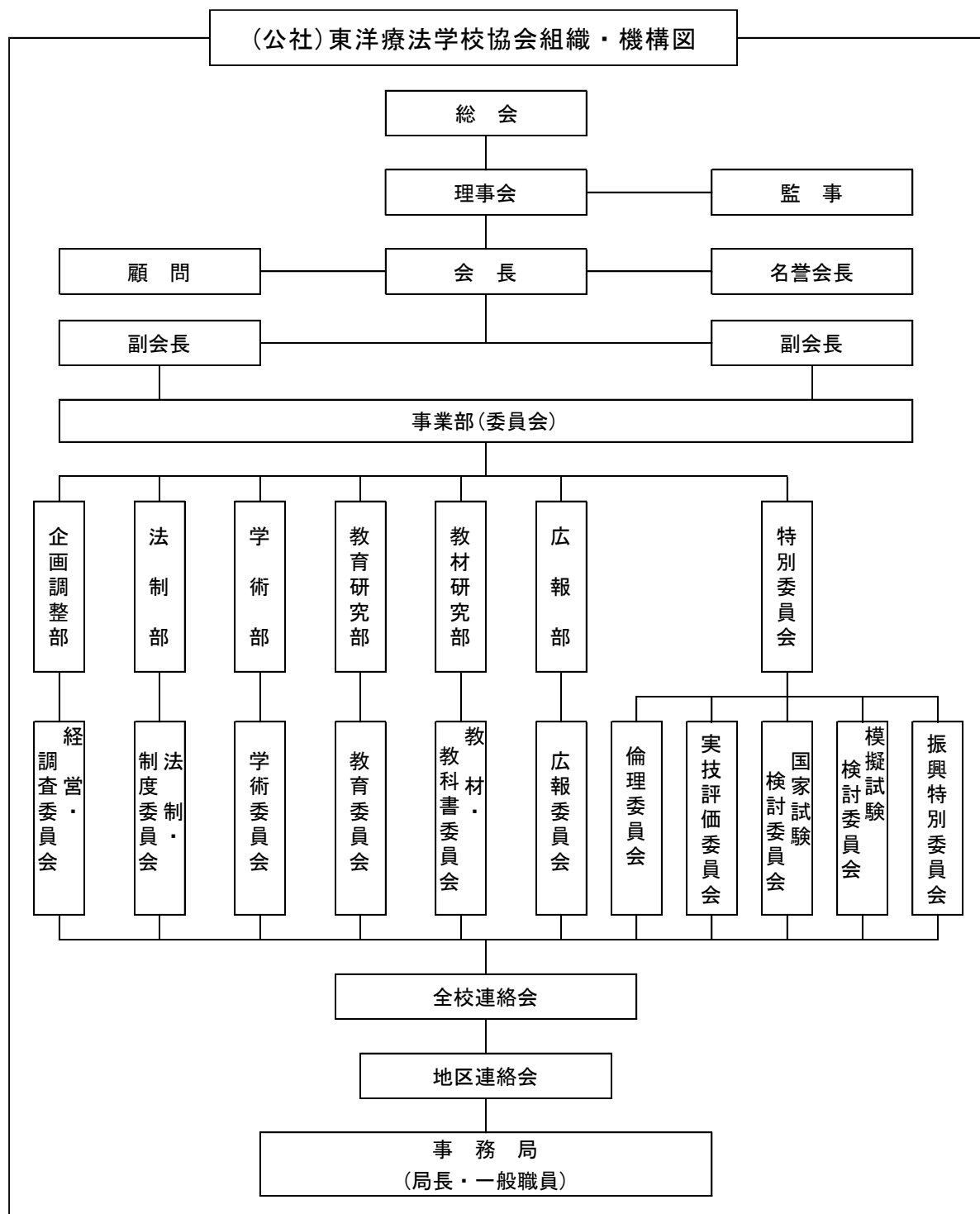
2023年度事業計画書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

公益社団法人 東洋療法学校協会の事業計画を次のとおり策定する。

I. 組織及び機構について

本学校協会は、次の組織及び機構によって事業の継続的推進を図ることとする。



Ⅱ. 会議等について

本学校協会の業務執行に関する運営上の重要事項について、審議・協議するための機関は、次のとおりとする。

1) 通常総会

令和5年6月に開催する。

2) 臨時総会

必要に応じてその都度開催する。

3) 全校連絡会

総会に係わる事項以外で必要な報告及び意見集約を図る場とし、必要に応じてその都度開催する。

4) 理事会

原則として毎月第2火曜日に開催する。

5) 各事業部（委員会）

事業内容の具体的事項について、委員会を設け事務を分掌するとともに、事業の具体的策定・実施方策等について調査、研究をするため必要に応じて委員会を開催する。その他必要に応じて特別（専門）委員会（国家試験検討委員会・倫理委員会・実技評価委員会・模擬試験検討委員会等）を設置する。

6) 地区連絡会

当該地区における共通課題に対する協議連絡事項を、必要に応じて開催する。

Ⅲ. 事業内容について

令和5年度は、公益社団法人の認定から11年が経過し、協会として今まで以上にあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下あはき師と略）の学校の教育振興を図り、国民の保健衛生の向上に寄与し、開かれた組織として諸事業に取り組む。

1. 公益事業

1) 学術大会の実施と学会誌の発行事業

(1) 各会員校における教育の一環として、教員指導のもとに学生による研究発表の場として、第44回学術大会を大阪府吹田市で開催し、一般にも広く参加を呼び掛け、より一層東洋療法の発展と向上を図り学術の振興に資する。

(2) 学術大会の報告、研究発表論文を主体にした学会誌（第46号）を発行し、東洋療法の普及と振興に寄与する。

(3) 学術大会で研究発表した参加校に対し、一定額の研究助成金を交付する。

2) 研修会事業

- (1) 教員により広い観点からの教育方法やあはきに関する知識を習得させ、資質の向上を図るため、第46回教員研修会を香川県高松市で開催する。
- (2) 開催地域及び規模の検討を行い、「あはき師臨床実習指導者講習会」の開催指針に基づいた実施内容を作成し、厚生労働省の認可を受けて講習会を開催する。

3) アンケートによる調査研究事業

平成15年入学生から実施している「入学生の構成に関するアンケート調査」については、引き続き非会員校にも参加を呼び掛け、より一層の内容充実を図る。

4) 実技評価者の派遣事業

協会から当事業の参加校に実技評価者を派遣し、あはき師の基本的実技能力を第三者により評価する「実技評価試験」を実施すると共に、卒業時に到達すべき水準の技術向上と教育の質の均一化を図る。会員校については、参加率100%を目標とし、非会員校に対しても事業への参加を強く働きかける。また、鍼灸あん摩マッサージ指圧師教員養成課程の卒業判定にあたり実施される臨床能力評価に対し、評価者を派遣する。

5) 助成事業

あはき師の教育振興研究等に寄与するための事業に要する経費の一部について、選定委員会で審査のうえ助成する。

6) 教材の研究開発事業

- (1) 教材・教具・設備及び参考書等について調査を行い、各会員校の意見を集約し、教材開発の指針とする。
- (2) 学術の振興を図るため、国内外における文献の最新情報を収集し、各会員校及び関係団体の需要に応ずるための検討を行う。

2. 収益事業等

1) 教科書等の作成及び改訂事業

- (1) 各専門基礎科目及び専門科目教科書の作成及び改訂事業への取り組みを、引き続き行う。
- (2) 「あはき師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」報告書で示された追加等カリキュラムについて、必要な教材について作業部会で作成に取り組む。

2) あはき師国家試験対応の模擬試験事業等

- (1) あはき師国家試験の合格率の維持向上と、良質な試験問題作成等を通じて教員の資質向上を図ることを目的に、第11回模擬試験を実施し、非会員校にも参加を呼び掛ける。
- (2) 「国家試験検討委員会」において、国家試験問題等を分析し、問題点については、学校協会意見として(公財)東洋療法研修試験財団に要望書を提出する。

3. その他事業

1) 会員相互扶助

(1) 研修会事業

学校養成施設の健全な運営に資するため、会員校代表者等に対し、教育行政・法律関係・東洋療法の現状、学校経営の在り方など学校運営上必要とする研修会を開催。

(2) 会報事業

当協会の運営状況・事業活動を集約し、情報提供を目的とした会報を年4回発行し、各会員校及び関係諸団体等に配付を行う。

(3) 表彰事業

- ア. 各会員校の特別優秀卒業生に対し、その努力を称えるために当協会会長から記念品を授与し、各学校生徒の士気向上を図る。
- イ. 学術大会における研究発表優秀者に対し、当協会会長から「表彰状」を授与する。

2) 平成31年度に創設された実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（専門職大学、専門職短期大学）への対応を可能とし、職業実践専門課程の教育の質保証により一層取り組む。そのため、第三者評価・分野別評価の在り方について、関係する業団体等との話し合いの場を協会が中心となって設置する。さらに、職業教育評価機構の既存評価組織の中に、分野別の部会（はりきゅう教育評価機構（仮称））を設置し、分野関係者と既存の評価組織の委員が一体となって評価活動を行う組織の在り方を検証する。

3) 平成30年度のカリキュラム改正から5年が経過したことから、当該改正によるあはき師の質の向上について検証するとともに、新カリキュラムの必要性について検討を行う。

4) 平成27年度から始まった、(公財)東洋療法研修試験財団が発行する「厚生労働大臣免許保有証」については、発行年度が9年目となることから、免許

保有証の所有者増の取り組みと、免許保有証への機能付与について業団体と検討を行う。

- 5) 情報公開及び相互評価活動並びに各会員間のネットワーク強化のため、「会員校名簿」、「会員校要覧」等を作成し、会員校のほか行政機関・関係団体に対しても情報提供を行う。
- 6) 各会員校の学生募集への寄与、あはきの普及啓発のための広報活動として、「会員校学生募集要項」等を作成し、「学校協会ホームページ」のより一層の充実を図り、広く一般にも情報提供を行う。
- 7) 全国のあはき師学校養成施設が協同し、あはき教育のより一層の振興を図るため、非会員校に対し当協会への入会を働きかける。
- 8) 事業推進のために、関係行政機関との連携を密にし、厚生労働省、(公財)東洋療法研修試験財団、あはき等法推進協議会、(公社)全日本鍼灸学会、国民のための鍼灸医療推進機構、マッサージ等将来研究会、日本東洋医学サミット会議等のほか、教育団体及び関係業団体との情報交換を密に行い、より一層の相互協力・連携強化を図る。